２０１８．３．６現在

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業イメージ図(案)【未定稿】

※現時点での制度イメージ図（案）のため今後変更となることがあります。

国から臨床データ（詳細版）の提供を依頼

国への臨床データ（詳細版）の提供

指定医療機関

<役割>
- 臨床データの提供（臨床調査個人票　等）
- 公費負担医療の請求医療機関
- 入院医療記録書（仮称）の患者への交付、入院医療記録の記載　等

国

研究成果

臨床データ等提供
助言と連携

補助
国
1／2

提出
臨床調査個人票（臨床データ）
同意書、指定医療機関名簿

研究班

指定医療機関の指定・入院医療記録票（仮称）の配布

指定医療機関の指定の申請

医療保険優先

肝がん・重度肝硬変の診断（判断）

審査支払事務
委託契約

都道府県

審査支払機関

⑩公費負担分の支払

⑨公費負担分の請求

⑪治療費支払

⑧治療費請求

（社会保険診療報酬支払基金）
（国民健康保険団体連合会）

支払　請求

保険者

○公費負担対象医療（案）
- 肝がん・重度肝硬変に対する入院医療を対象
- 過去１年以内に高額療養費の限度額を超えた月が４か月以上の場合に、４か月目以降の入院医療費で高額療養費に達するもの
- 自己負担限度月額１万円

⑦参加者証（仮称）提示

④臨床調査個人票交付

③臨床調査個人票作成依頼

②入院医療記録票（仮称）交付

①入院　等

限度額適用認定証等 申請

限度額適用認定証等 交付

⑥参加者証（仮称）交付

患　者

認定協議会

認定

肝がん・重度肝硬変の認定

⑤【新規申請】
申請書、臨床調査個人票、同意書、保険証等（写）、住民票、所得区分の認定に必要な書類（限度額適用認定証（写）　等）、課税・非課税証明証(※)

【更新申請】更新申請書、参加者証（仮称）（写）、保険証等（写）、住民票、所得区分の認定に必要な書類（限度額適用認定証（写）　等）、課税・非課税証明証(※)

※課税・非課税証明証が必要な場合：70歳以上で限度額適用認定証等（写）が提出できない場合
<例>高齢受給者証（２割負担）のみ、後期高齢者医療被保険証（１割負担）のみ、その他やむを得ない事情により限度額適用認定証が取得できない場合

※患者は、臨床調査個人票（臨床データ）等を提供し、研究の基礎資料として使用されることに同意の上で申請する